

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和6(2024)年5月22日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「近年、大型トラックのオートマチック車が普及しており、各メーカーもオートマチック車を増産しているようである。オートマチック化は、女性ドライバーの増加や新たに運転免許を取得する際の講習時間の短縮、費用の軽減等、様々なメリットをもたらすものと思われるが、交通安全を蔑ろにしてはいけない。社会情勢の変化に合わせてつとも、安全に配慮した諸対策の推進をお願いしたい。」

旨の発言があった。

【生活安全部議題】

○ 「生活経済事犯被害の未然防止」について

警察本部から、「毎年5月に、消費者庁が提唱している「消費者月間」に合わせて、生活経済事犯の取締りを強化しているほか、関係行政機関等と連携した広報啓発活動を推進するなど、被害の未然防止に向けた諸対策を推進している。生活経済事犯とは、県民生活の安全と安心に大きな脅威をもたらす事犯であり、主な態様としては、利殖勧誘事犯や特定商取引等事犯、ヤミ金融事犯などが挙げられ、令和5年中は、会社役員の女性が不特定多数の者約100名から元本保証や毎月の配当金を約束し、現金約6億円を受け取り、業として預り金をしたという投資名下の出資法違反事件などを検挙している。令和5年中に寄せられた利殖勧誘事犯や特定商取引等事犯の相談件数は増加し、ヤミ金融事犯に関する相談件数は減少しているが、被害に気が付いていない方や自力で解決しようと考えている方がいる場合も考えられる。今後、利便性が高いSNSなどのコミュニケーションツールを悪用し、若者が興味を引きやすい暗号資産やFX取引、情報商材の購入を勧誘する利殖勧誘・特定商取引等事犯や、通常の商取引を偽装して金銭を貸し付けるヤミ金融事犯などの発生が懸念される場所である。消費者月間中においては、消費生活センターなどの関係行政機関等と連携し、犯罪手口情報等の発信による県民への被害予防に関する注意喚起や相談の働き掛けを行っているほか、サイバーパトロールを活用したインターネット上の違法情報の収集活動などを強化している。また、生活経済事犯の被害を認知した際には、犯行に利用された預貯金口座の金融機関への情報提供やレンタル携帯電話事業者等に対する解約要請、インターネットサイトに掲載された違法情報の削除依頼などの「犯行ツール対

策」を迅速かつ確実に実施し、被害の拡大防止対策を推進していきたい。」旨の報告があった。

【刑事部議題】

○ 薬物乱用防止広報の取組について

警察本部から、「全国における薬物情勢についてであるが、覚醒剤事犯の検挙人員は、長期的に減少傾向にあるものの、大麻事犯検挙人員は、平成26年以降、増加が続き、昨年は、過去最多となるとともに、統計を取り始めて以降、初めて覚醒剤事犯を上回った。また、昨年中、密売などによって利益を得ようとして検挙された、営利目的の覚醒剤事犯の約4割が暴力団構成員等であったほか、外国人による営利目的の薬物事犯も増加しており、薬物事犯の背後には、依然として暴力団や外国人犯罪組織等の関与がうかがわれ、予断を許さない状況にある。引き続き厳正な取締りに加えて、違法情報や有害情報の削除や広報啓発活動の推進が求められていることを踏まえ、県民の方々が、規制薬物に対し正しい知識を持つための必要な情報発信や薬物乱用者の立ち直り支援に取り組む必要があり、令和5年8月に策定された「第六次薬物乱用防止五か年戦略」に基づいて、関係機関が協力し、それぞれの分野における活動を推進している。この活動の一環として、警察では、6月から7月の2か月間を薬物乱用防止広報強化期間とし、薬物乱用防止に関する総合的な対策を推進しており、これまで、あらゆる機会を通じた広報活動を行っているところ、本年も、その趣旨に基づき、関係機関と連携の上、あらゆる機会を積極的に活用して、薬物乱用の未然防止活動等を推進していくものである。

実施期間は、6月1日から7月31日までの2か月間とし、期間中、生活安全部や関係機関と連携の上、管内情勢に応じ、団体や学生に対し薬物乱用防止に関する講話を実施するほか、テレビやラジオ、広報誌などのメディアの協力を得た広報活動を実施する予定である。これら期間中の活動以外にも「薬物事犯根絶のための県警察の取組」として、①覚醒剤・大麻事犯等の徹底検挙により、密売ルート の 解明・摘発による密売組織への打撃や供給源の遮断の推進、②税関等、関係機関との協力体制の構築及び連携した薬物密輸入事犯防止対策の推進、③国や県、関係機関で組織する「岩手県薬物乱用対策推進本部会議」を核として、違法薬物の有害性を訴えるポスターを掲示する等、薬物を拒絶する県民意識の向上を図るための広報・啓発の推進、④薬物乱用防止資料等を有効活用した県内の中学校・高校の生徒等に対する広報活動の推進、⑤サイバーパトロールやインターネットホットラインセンターからの通報などを通じた、インターネット利用による薬物密売事犯の摘発や違法・有害情報削除の推進、⑥薬物事犯で検挙された者やその家族等の希望に応じて、薬物乱用防止のためのパンフレットの配布等による再犯防止対策などを強力に推進しているところである。

「岩手県内における令和5年中の薬物事犯検挙状況」は、覚醒剤事犯で17人、大麻事犯では23人を検挙しており、覚醒剤事犯及び大麻事犯とも検挙人員は増加していることから、引き続き、薬物事犯の徹底検挙に努めることのみならず、薬物事犯根絶のためのあらゆる取組を行っていく必要がある。これら薬物乱用防止広報強化期間の取組により、広く県民にきめ細やかな広報啓発活動を行い、社会全体として薬物乱用を許さない規範意識を醸成、向上させたい。」旨の報告があった。

■個別会議

○ 監察課

監察課業務報告

運転免許取消処分に対する審査請求の受理についての説明、決裁

県（代表者岩手県知事）を被告とする損害賠償請求事件の訴訟についての説明、決裁

○ 人財育成課

県下警察逮捕術大会における公安委員会委員の対応についての説明、決裁

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 総務課

公安委員会あて苦情に係る調査結果及び処理結果の通知についての説明、決裁